平成２７年度全国知事会決算概要

○当期収入合計額　：　599,628千円

	金　額	備　考
分担金収入	490,173千円	47都道府県分担金
負担金等収入	74,294千円	都道府県会館からの地方自治振興事業助成金、共通経費負担金等
利息収入、雑収入	447千円	特定資産（減価償却積立資産及び退職給付引当資産）運用収入、雑収入
その他	34,714千円	退職給付引当資産及びﾘｰｽ債務積立資産取崩収入

○当期支出合計額　：　614,675千円

	金　額	備　考
事業活動支出	558,273千円	知事会議や委員会の開催、広報、渉外、調査、研究等に係る支出
固定資産取得支出	4,860千円	ｽﾎﾟｰﾂ施設ﾃﾞｰﾀﾍﾞｰｽ構築、ﾏｲﾅﾝﾊﾞｰ管理ｼｽﾃﾑ
ﾘｰｽ債務返済支出	8,483千円	Web会議ｼｽﾃﾑ、新ｸﾞﾙｰﾌﾟｳｪｱのﾘｰｽ代金の支払い
その他	43,059千円	減価償却積立資産及び退職給付引当資産取得支出

当期収支差額：　△１５，０４７千円

前期繰越収支差額：４６２，４７４千円

次期繰越収支差額：４４７，４２７千円

正味財産期末残高：５６５，８７５千円（前年度期末残高577,500千円）

独立監査人の監査報告書

平成28年6月20

全国知事会
会長　山田　啓二　殿

清泉監査法人
代表社員
業務執行社員　公認会計士　辺土名 慶

＜財務諸表監査＞

当監査法人は、全国知事会の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの平成27年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、正味財産増減計算書、財務諸表に対する注記及び財産目録について監査を行った。

財務諸表に対する理事者の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表に係る期間の財産及び正味財産増減の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

＜収支計算書に対する意見＞

当監査法人は、全国知事会の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの平成27年度の収支計算書（収支計算書に対する注記を含む。以下同じ。）について監査を行った。

収支計算書に対する理事者の責任

理事者の責任は、「公益法人会計における内部管理事項について」（平成17年3月23日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ。以下「内部管理事項」という。）に従って収支計算書を作成することにある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、収支計算書が、内部管理事項に従って作成されているかについて意見を表明することにある。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

収支計算書に対する監査意見

当監査法人は、上記の収支計算書が、すべての重要な点において、内部管理事項に従って作成されているものと認める。

利害関係

全国知事会と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上